

平成 27 年重要判例

きっかわ法律事務所 弁護士 横井 裕美

事案 1

HOYA 株主提案権侵害損害賠償請求事件
(東京高判平成 27 年 5 月 19 日金判 1473 号 26 頁)

第 1 事案の概要

Y 社（HOYA 株式会社¹）の株主である X が、Y 社の平成 20 年度（71 期）、平成 21 年度（72 期）及び平成 22 年度（73 期）定時株主総会に際し、それぞれ、株主提案権に基づき、Y 社に対して、議案を提案し、当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを請求したところ、会社から議案の削減を強要され、これに応じて議案の一部を削減したにもかかわらず残る議案のうち一部が招集通知に記載されなかったために、X の株主提案権が侵害され X に損害が発生したなどと主張して、Y 社、当時取締役及び代表執行役であった Y 2、取締役及び執行役であった Y 3、Y 4、取締役（社外取締役）であった Y 5、Y 6、Y 7、Y 8、Y 10、執行役であった Y 9、Y 11 に対し、Y 社に対しては使用者責任（民法 715 条）、会社法 350 条、共同不法行為（民法 719 条）に基づき、取締役又は執行役であった Y 2 らに対しては共同不法行為ないし会社法 429 条に基づき、損害賠償請求をした事案。

第 2 株主提案権について

1 株主提案権とは

(1) 概要

会社法 304 条 議案提出権

会社法 305 条 提出しようとする議案の要領を株主に通知すること（招集通知に記載すること）の請求権（取締役会設置会社においては少数株主権）

(2) 趣旨

株主が自ら株主総会における意思決定のイニシアティブを取る機会を

¹ 各種ガラス及びセラミックス製品の製造並びに販売、各種化学材料及び製品の製造並びに販売、エレクトロニクス関連素材、部品及び機器の製造並びに販売等を目的とし、その株式を東京証券取引所市場第一部に上場している委員会設置会社（当時。原判決の判示による。）

与え、株主・経営者間及び株主間それぞれのコミュニケーションを図る制度導入当時（昭和56年）、株主総会に総会屋が跋扈し、さしたる議論もなく短時間で終了していたという事情があったことから、株主に意見表明の機会を与えること自体に意味があると考えられていた²。

2 法令上の規制

議案につき、会社法304条ただし書、305条4項（議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主に議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、会社はその提案を拒絶できる）

提案の理由につき、会社法施行規則93条1項3号括弧書き（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合には記載しなくてよい）

3 株主提案権の濫用の問題

株主提案権制度の本来の趣旨から離れた、濫用的な行使の事例の顕在化³—1人の株主が多数の議案を提案して招集通知への記載を要求してきた場合、招集通知への記載、総会の運営等、対応に苦慮することになる⁴

現行法上、議題及び議案の個数による制限なし、効果的な濫用防止制度なし

株主提案権の行使が権利濫用として制限されることがあり得ることについて、一般的な可能性は指摘されていたが、具体的な事案において権利濫用であると判断した裁判例は他に見当たらない。

第3 争点—権利濫用の成否

本報告では、争点となった事項のうち、会社及び取締役らの責任の有無に関して原判決と本判決の判断が反対になった72期株主総会に関し、Xの株主提案権の行使が権利の濫用に当たるかという点のみを取り上げる⁵。

² 松井秀征「株主提案権の動向」ジュリスト1452号41～42頁

³ 澤口実「株主提案権の今」資料版商事法務340号18頁

⁴ 「株主提案議案の状況と今後の課題」商事法務2038号54頁

⁵ 72期株主総会に関し、原判決において他に争点とされた点は、②Y社が72期提案1を72期提案2に削減するよう強制したか、③72期不採用提案を招集通知に記載しないことにXが同意していたか、④72期不採用提案を招集通知に記載しなかったことに正当な理由があるか、⑤被告らに過失があるか、⑥個人被告らが責任を負うか、⑦Xに損害が認められるかである。

第4 事実経過

※網掛けは控訴審で追加して認定された事実

	Xは、Y社の創業者である甲野一郎の孫で、Y社の代表執行役であるY2とは従兄弟の関係にある。Xは創業者一族として、Y社の株式を保有している。
H17 ないし 18年頃	Y2は、Xの実父である甲野梅男（Y社の役員ではない。）の依頼に応じて、Xに対し、Y社の新規事業開発に関する調査を依頼した。その際、Y社において窓口となったのは最高技術責任者のY9であったが、結局、Xのした調査結果は、内容不十分等の問題があると判断されて、Y社の採用するところとはならなかった。
H19年夏頃	Xは、甲野梅男は買春行為をするなどしているが、同人はY社がその一部商品におけるブランド独占使用権を付与している企業の役員であることから、これがY社のブランドイメージを悪化させ、株主価値にも影響を与え得るなどと主張して、Y社に対し、その相談役であり甲野梅男の実兄である甲野松彦との面談を申し入れたが、甲野松彦は、Xに対し、純粋に家庭内の問題であり、Y社は対応できないと回答した。しかし、Xは、その後も対応を求めてY社に申入れを続け、Y社に送信したメールには「一株主として、経営陣として、誠意ある対応を要求することを検討させていただきます。」「一株主としても大きな不満を感じています。」というものもあった。
H21年	4.14頃、Xは、Y2に対し、71期株主総会に関し、71期提案の要領を招集通知により株主に通知することを請求。 5.22頃、Y社は、Xに対し、Y9が71期株主総会をもって任期満了によりY社の取締役を退任し、改めて選任する予定がないこと及び取締役候補者2名の具体的氏名等が挙げられていないことを理由に、71期提案を株主提案として招集通知に記載せず、議案として付議しないことを通知。 5.29頃、Y社の株主に対して送付された71期株主総会の招集通知には、71期提案は記載されていなかった。
H22.1.8頃	X、Y2に対し、72期株主総会において11個の議案を提案することを通知し、当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを請求
H22.2.8頃	Y社、上記議案につき趣旨を明確にすること及びY社において適法性に疑義があると考えている議案に対する意見を明らかにすることを求める
H22.3.1頃	X、Y社に対し、上記に対する回答
H22.3.10頃	Y社、適法性に疑義があるとした議案については72期株主総会において議案として付議しないこと等を通知
H22.3.28	X、ツイッターに、「株主提案の個数のギネスブック記録っていくつかどなたか知っていますか？問い合わせ方法を誰か、知っていたら教えてください。」と投稿

H22.4.2 頃	X, Y社に対し, 72 期株主総会において 114 個の議案を提案することを通知し, 当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを請求
H22.4.16	Y社, これら全て(114 個)を招集通知に記載し, 実際に決議することは実務的に著しく困難である上, 重複や非両立, 相互に類似する内容の議案などがその大半を占め, これをそのまま株主総会で取り上げることは株主総会の健全な運営に支障を来すことになると判断し, Xに対して, 議案数を当初提案していた 10 個程度にまとめるよう要請
H22.4.19	XとY社担当者, 議案の個数削減に関して協議。合意に至らず
H22.4.22 頃	<p>X, Y社に対し, 72 期株主総会において 59 個の議案(以下「72 期提案 1」)を提案することを通知し, 当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを請求。なお, 72 期提案 1のうち特に優先してほしい議案として 20 個の議案(以下「72 期提案 2」)を挙げた。</p> <p>このうち, ③倫理規定条項議案には, 提案理由として, 「当社は企業の倫理規定に関しての自覚が低いと言わざるを得ないと考えられる。」としつつ, その具体例として, Xが甲野松彦に対して提起した東京地方裁判所平成 22 年(ワ)第 5593 号慰謝料等請求事件において, 甲野松彦が, Xに関する「この程度の表現は, 他人に対する単純な『悪口』にすらなりえない」などと述べたこと, Y社の無償のブランド提供先である企業の幹部の買春行為等を黙認していることが挙げられていた。</p> <p>また, ⑤特別調査委員会設置条項議案についても, その提案理由として, 当時Y社の相談役であった甲野松彦が, Y社の無償のブランド提供先である企業の幹部の買春行為等を黙認し, これに対し正当な指摘をしているXに対する発言について, 「悪口にも値しない」などと弁明を繰り返しており, 株主に対する名誉毀損行為は違法行為であり, Y社として使用者責任等を負うなどとして, 調査委員会の設置を求めるとされていた。</p>
H22.4.30	<p>XとY社担当者, 72 期提案 1について協議。</p> <p>Y社担当者が, 72 期提案 1を 10 又は 20 個に減らすように求めたのに対して, Xは, 株主提案の件数に法的には上限がない等と述べていたが, 最終的には, Y社担当者の要求に応じ, その後, Xは, Y社に対し, 72 期提案 1を 72 期提案 2にまとめる旨通知。</p>
H22.5.7	Y社, 取締役会を開催し, 72 期株主総会の招集を決定
H22.5.11 頃	Y社, Xに対して, 72 期提案 2には, 71 期提案と同様に 72 期株主総会の終結時に任期が満了する取締役を解任する旨の提案が含まれていたほか, 取締役に自社株式の保有を義務付ける提案(会社法 331 条 2 項に反する。)等不適法であるか又は名誉毀損に該当すると判断した 5 個の「72 期不採用提案」が含まれていたため, これらは取り上げないこととし, また, 提案理

	<p>由についても、名誉毀損的表現は削除することとして、これらを招集通知に記載しない旨を通知。</p> <p>72 期不採用提案の内容は次のとおり。</p> <p>①「取締役解任議案」：Y 2，Y 4，Y 8，Y 5，Y 7 を取締役から解任すること</p> <p>②「取締役の株式保有義務条項議案」：「取締役は、過去 5 年の平均年収の 3 倍に相当する当社株式保有を義務付け、それぞれの取締役の資産状況等により平均年収 3 倍の当社株式保有が難しい場合についての例外については、代替的措置を報酬委員会で作成し取締役会で承認し、年次ベースで株主に開示しなければならない」という条項を定款で規定すること</p> <p>③「倫理規定条項議案」：「取締役会は、会社の業務執行に関する倫理規定を毎年作成して承認し、株主に公表しなくてはならない」という条項を定款で規定すること</p> <p>④「インデックス型コールオプション利用義務条項議案」：「ストックオプションを取締役、執行役及び当社の内部関係者に発行する場合、日経平均株価や産業分野の株価とリンクするインデックス型コールオプションを利用しなくてはならない」という条項を定款で規定すること</p> <p>⑤「特別調査委員会設置条項議案」：「前取締役および前社長で相談役である甲野松彦氏の行為と企業倫理に関する特別調査委員会を株主総会後に設置し、その調査結果を設置後 3 か月以内に株主に公表しなければならない」という条項を定款で規定すること</p>
H22.6.1 頃	Y 社，72 期株主総会の招集通知を發した。上記招集通知には，72 期不採用提案は記載されていなかった。
H22.6.18	Y 社，72 期株主総会を開催

第 5 原判決（東京地判平成 26 年 9 月 30 日金判 1455 号 8 頁）の判旨
請求一部認容。

「X は、…当初 11 個の議案を提案していたが、その後ツイッターに、『株主提案の個数のギネスブック記録っていくつかどなたか知っていますか？問い合わせ方法を誰か、知ってたら教えてください。』と投稿し、その 5 日後に 114 個の議案を提案するに至った。しかし、X は、この点について、『もしギネスブックに株主提案の数について記載があれば、その数までは少なくとも容認される根拠になると思った』と供述しているところであり（X 本人）、上記事実から直ちに X が売名目的で株主提案権を行使していたと認めることはできない。また、…X は、株主提案に関連して本件を含め複数の訴訟又は仮処分申立てを行い、

その訴状や仮処分申立書をインターネットサイトで公開させたが、上記事実から直ちにXが売名目的で株主提案権を行使していたと認めることもできない。」
「被告らは、XがY9、Xの実父及びY社従業員に対する個人的な怨恨感情に基づき、株主提案を行っていると主張するが、株主提案権の名を借りて、Xが専ら個人的な怨恨感情に基づいて株主提案を行っていたと証拠上認めることはできない。」…「よって、Xが提案した議案の中には濫用的なもので正当とはいえないものがあるにしても、Xの株主提案権の行使そのものを権利濫用ということではできず、財産権として保護されるべきものである⁶。」

第6 本判決の判旨

原判決中控訴人ら（Y社ら）敗訴部分を取り消し。

上記取消部分に係る被控訴人（X）の請求をいずれも棄却。

「Xは、平成21年より前にはY社に対し株主提案権を行使したことはなかったところ、Xが初めて株主提案権を行使した71期提案が1審被告Y9を取締役から解任すること等を内容とするものであったことは、自らの行ったY社の新規事業開発に関する調査結果が採用されず、それに関与したのが1審被告Y9であったことと無縁であったとは到底解されない。そして、これに引き続いてされた72期株主総会に係る提案についてみると、Xは、実父である甲野梅男の行為に関する不満や疑念の矛先を、当初は甲野梅男の実兄でありY社の相談役である甲野松彦に向けていたところ、思うような進展がなかったことから、自身が株主であることから株主提案権の行使という形を利用して、Y社を通じてこれを追及しようとする意図が含まれていたものと認められる。

このような経過に加え、Xが平成22年4月2日頃、72期株主総会に関し提案件数の数を競うように114個もの提案をしたことは、Xが満足できる対応をしなかったY社を困惑させる目的があったとみざるを得ない。このことは、Xが、その直前の同年3月28日に、ツイッターに、『株主提案の個数のギネスブック記録っていくつかどなたか知っていますか？ 問い合わせ方法を誰か、知ってたら教えてください。』と投稿したことからも明らかであるというべきである（この点について、Xは、もしギネスブックに株主提案の数について記載があれば、その数までは少なくとも容認される根拠になると思ったためであると供述するが、Xが真実そのような意図で上記投稿をしたとは考え難い。）。そし

⁶ Xが3期分の株主総会につき損害の一部請求として合計330万円（各110万円）の支払を請求したところ、原判決は、当時取締役であったY2ないしY8及びY10については民法709条の不法行為に基づき、Y社については共同不法行為に基づき、連帯して3万3000円の支払義務を認め、当時執行役の地位のみを有していたY9、Y11については請求を棄却した。

て、Xは、Y社からの重なる要請に従い、最終的には提案を72期提案2の20個にまで削減したものの、その中にはなお倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案が含まれており、それらは、甲野松彦及び甲野梅男…を直接対象とするものであり、Xが最後までこれらに固執したことからすれば、72期株主総会に係る提案は、上記のような個人的な目的のため、あるいは、Y社を困惑させる目的のためにされたものであって、全体として株主としての正当な目的を有するものではなかったといわざるを得ない。また、…提案の個数も、一時114個という非現実的な数を提案し、その後、Y社との協議を経て20個にまで減らしたという経過からみても、Xの提案が株主としての正当な権利行使ではないと評価されても致し方ないものであった。

他方、Y社の側からみれば、Xに対し、その提案を招集通知に記載可能であり、株主総会の運営として対応可能な程度に絞り込むことを求めることには合理性があるといえるし、Y社が、Xに協議を申し入れ、その調整に努めたことは前記認定のとおりであり、このような経過を経てもXが特定個人の個人的な事柄を対象とする倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案を撤回しなかったことは、株主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の趣旨に反するものであり、権利の濫用として許されないものといわざるを得ない。

そして、72期株主総会に係る提案が前記のような目的に出たものと認められることからすれば、その提案の全体が権利の濫用に当たるものというべきであり、そうすると、Y社の取締役が72期不採用案を招集通知に記載しなかったことは正当な理由があるから、このことがXに対する不法行為となるとは認められない。」

第7 検討

1 株主提案権の行使が権利濫用に当たるか否かの判断

(1) 権利濫用の成否の判断（一般）⁷

客観的要素（当事者間の利益状況の比較）、主観的要素（加害目的、害意）の両方の観点から判断

(2) 株主提案権の行使に関する学説の議論⁸

①株主提案権の行使が会社の利益、特に会社の業務の正常な運営を害し、もしくは株主共同の利益を害する場合、②株主としての資格と関係のない純個人的な利益の保護ないしは追求の手段として株主提案権が行使される場合、③権利を行使すべき正当な必要や利益がないにもかかわらず

⁷ 四宮和夫＝能見善久『民法総則（第8版）』18頁

⁸ 武井一浩「株主提案権の重要性と適正行使」商事法務1973号55～56頁、小林史浩「本判決判批」商事法務2079号47頁

らず株主提案権が行使される場合

2 主観的要素（目的）について

(1) 最判平成2年4月17日判時1380号136頁

元総会屋がした株主名簿の閲覧謄写請求につき、自分の発行する新聞の購読料名下の金員の支払を再開、継続させる目的をもってされた嫌がらせであるか、右金員の支払を打ち切ったことに対する報復としてされたものと推認できるとされた事実関係の下で、株主名簿の閲覧謄写請求は権利の濫用として許されないと判示。

(2) 東京地決平成24年5月28日資料版商事法務340号33頁及びその抗告審である東京高決平成24年5月31日資料版商事法務340号30頁

株主提案権の行使が権利濫用に当たるか否かが初めて問題になった事例（本件と同じく、XのY社に対する株主提案⁹について、議題等を招集通知等に記載するよう求めた仮処分の事件）。

株主の権利行使の目的につき、「その行使が、主として、当該株主の私怨を晴らし、あるいは特定の個人や会社を困惑させるなど、正当な株主提案権の行使とは認められないような目的に出たものである場合には、株主提案権の行使が権利の濫用として許されない場合がある」との一般論を示しつつ、具体的事案においては、議案の中にはY社の特定の従業員を困惑させることを目的としているとしか考えられないものが含まれるものの、議案の内容自体は多くが会社の経営の透明化を図ることを目的とする議案であると評価できるもので、本件株主提案が全体として権利濫用に当たるといい得るまでの事情は認められないと判示。

(3) 本判決

- ・ Xとその実父等との関係等の背景事情
- ・ Xがツイッターに株主提案の個数のギネスブック記録を尋ねる投稿をし、提案件数の個数を競うように114個もの提案をした事実
- ・ Xが提案を削減する中でもY社の相談役及びXの実父を直接対象とする倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案に最後まで固執した事実

→個人的な目的、Y社を困惑させる目的のためにされたもの

全体として株主としての正当な目的を有するものではなかったと判断

(4) 分析

事実認定の方法及び権利濫用該当性の肯定

提案の個数に対する評価¹⁰—会社を困惑させる目的の認定¹¹

⁹ 松井秀征「本判決判批」ジュリスト1492号100頁

¹⁰ 学説、裁判例は、提案の個数が多いことのみをもって権利濫用であるとはい

3 客観的要素（当事者間の利益状況の比較）について

(1) 前掲東京高決平成24年5月31日

一般論として、「株主提案に係る議題，議案の数や提案理由の内容，長さによっては，会社又は株主に著しい損害を与えるような権利行使として権利濫用に該当する場合があります」としつつ，具体的事案においては，議案の数が58個に及び，会社にかんがりの負担を強いるものであることは否めないものの，本件株主提案の一部は会社提案に対する反対議案等に整理できるものであったこと，過去に¹²本件より多数の株主提案がなされ，最終的に15又は20個が議案として上程されたことがあったこと，株主の請求から会社が招集通知等の内容を確定させた頃までの間に1か月以上の期間があったこと¹³等から，権利濫用に当たるとまではいうことができないとした。

(2) 本判決

- ・ Y社としては，Xに対し，その提案を絞り込むことを求めることには合理性があること
- ・ Y社がXに協議を申し入れ，その調整に努めたこと
- ・ 協議を経てもXが特定個人の個人的な事柄を対象とする倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案を撤回しなかったこと

→株主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の趣旨に反するものであり，権利の濫用として許されない

(3) 分析

多数の議案提案により会社に生じる不利益（株主共同の利益¹⁴）の考慮—招集通知等総会関係書類の作成，印刷，送付にかかるコスト（費用は会社負担，すなわち全株主の負担になる¹⁵），株主総会の当日，提案理由の説明に膨大な時間を要し，その分審議の時間を十分に取ることができず，適正な運営が阻害されることになること

Xの側の権利行使の要保護性が大きくないことの考慮¹⁶

えないとしていた。小林史浩「本判決判批」商事法務2079号49頁

¹¹ 松井前掲ジュリスト1492号100頁

¹² 本判決で問題となった平成22年6月開催の72期総会及び平成23年6月開催の73期総会に係る株主提案である。

¹³ Xが株主提案をしたのが平成24年4月5日，Y社が招集通知等の内容を確定させたのが同年5月14日，74期株主総会の開催予定日が同年6月20日であった。

¹⁴ 前掲商事法務2038号54頁

¹⁵ 武井前掲54頁

¹⁶ 松井前掲ジュリスト1492号100頁

—Y社が協議を申し入れて調整に努め、Xの利益に配慮したにもかかわらず、Xが個人的目的のための議案に固執したこと

4 提案の全体が権利濫用に当たるとの判断について

(1) 前掲東京地決平成24年5月28日及び東京高決平成24年5月31日

地裁決定は、「本件株主提案に係る議案には、不適法なものも含まれているものの、このことをもって、本件株主提案全体が権利の濫用であるということとはできない」として、「本件株主提案が全体として権利濫用に当たると認めることはできない」と判示。

高裁決定は、「その余の議案については、…定款一部変更議案の中に、その適法性に疑問があるものもあるが、その全てを不適法ということとはでき」ず、「本件疎明資料によっては、本件株主提案が全体として権利濫用に当たるといい得るまでの事情は認められない」と判示。

(2) 原判決

「Xが提案した議案の中には濫用的なもので正当とはいえないものがあるにしても、Xの株主提案権の行使そのものを権利濫用ということとはでき」ないと判示。

(3) 本判決

株主提案が前記のような目的に出たものと認められることから
→その提案の全体が権利の濫用に当たるものというべき

(4) 分析

個々の議案の内容を問わない、「提案の全体」の権利濫用¹⁷
—行使の目的を考慮する判断枠組みから

5 本判決の意義

議案の個数による制限がなく、効果的な濫用防止制度も用意されていない現状¹⁸において

- ・株主提案権の行使が権利濫用に当たるという初めての判断
- ・議案の個数が多数であることの考慮
- ・提案の全体が権利濫用に当たるという判断

¹⁷ 小林前掲 49 頁

¹⁸ 本判決を前提としても、会社側としては、従前の実務どおり、提案する株主に対して穏当な範囲に限定するよう説得するという対応をとらざるを得ないのかもしれないとの指摘もある。小林前掲 49 頁。また、根本的には、立法で提案議案数を制限すべきことが指摘されている。澤口前掲 26 頁、松井前掲ジュリスト 1452 号 47 頁